

ふれあいの詩基金助成事業実施要領

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

(趣 旨)

第1条 この要領は、障害者の社会参加活動を進めるボランティア活動の振興を図るため、地域福祉活動を行うボランティアグループ等に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる団体)

第2条 助成金の交付の対象となるグループは、埼玉県に活動の拠点を有し、地域福祉活動の実績があり、かつ会則・事業計画・予算などが整備され、事業実施体制が整っているボランティアグループ等とする。

2 申請しようとするグループは、埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う助成事業において、当該年度及び前年度交付を受けていないこととする。

(助成の対象となる事業等)

第3条 この基金による助成対象事業は、サービスの内容、ニーズの高さ等地域の実情に照らして、実施が必要と認められる事業とし、次に掲げる事業の（１）から（４）において、障害者が直接的に関わる内容を重視し、予算の範囲内において助成する。

（１）障害者の社会参加を直接的に支援する事業

（２）ボランティア活動、障害者への理解など、啓発を目的とした事業

（３）ボランティア活動振興の目的であり、かつ緊急に必要な資機材等の購入を目的とした事業

（４）その他県社協会長が特に認める事業

2 助成金の額は、別表のとおりとする。

3 助成事業の実施期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の申請書及び関係書類を、地元の市町村社会福祉協議会を経由し、県社協会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 県社協会長は、助成金の交付を決定するときは、あらかじめふれあいの詩基金助成事業審査委員会の審査を受けるものとする。

2 県社協会長は、助成金の交付を適当と認めたときは、様式第2号の交付決定通知書を申請者に交付するものとし、それ以外のときは、助成金の不交付の旨を通知するものとする。

(助成金の使用制限)

第6条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付の対象となった事業以外の事業に助成金を支出してはならない。

(助成事業の内容の変更)

第7条 助成金の交付を受けた者で、助成事業内容の変更が生じた場合は、事前に様式第3号の変更承認申請書を提出して、本会会長の了承を得なければならない。

2 前項によらず、軽微な内容変更及び助成交付額の概ね20%以内の用途の変更の場合は、様式第3号の提出に限らず承認することができる。

(助成金の返還)

第8条 次のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部について返還を命ずることがある。

- (1) この助成金を助成対象事業の目的に反して使用したとき
- (2) 助成対象事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた者は、事業の完了後30日以内に、様式第4号の実績報告書を県社協会長に提出しなければならない。

(委 任)

第10条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年8月1日から一部改正し、平成12年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月17日から一部改正し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年7月30日から一部改正し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年3月30日から一部改正し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年2月27日から一部改正し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年6月22日から一部改正し、平成19年6月22日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年3月30日から一部改正し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年3月26日から一部改正し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年3月24日から一部改正し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月13日から一部改正し、ただし、平成30年4月1日からさかのぼって適用する。

附 則

この要領は、平成31年3月15日から一部改正し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年3月19日から一部改正し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月31日から一部改正し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月17日から一部改正し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年3月13日から一部改正し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年2月26日から一部改正し、令和6年4月1日から適用する。

別表 要領第3条2項関係

助成対象事業の内容	対象経費	助成限度額
(1) 障害者の社会参加を直接的に支援する事業 (2) ボランティア活動、障害への理解など、啓発を目的とした事業 (3) ボランティア活動振興の目的であり、かつ緊急に必要な資機材等の購入を目的とした事業 (4) その他、県社協会長が特に認める事業	○講師等謝金 ○旅費交通費 ○会場費 ○物品借上費 ○通信運搬費 ○印刷製本費 ○消耗品費 ○資機材購入費 ○資機材整備費 ○その他県社協会長が認める費用	限度額10万円。 なお、対象経費に他の補助金等が充当されている場合には、その補助金等の額を減じて助成する。

但し、下記の経費については対象外とする。

- 1) 食料費
- 2) 宿泊費
- 3) 団体、グループの運営経費（光熱水費、会報・記念誌等発行費、事務経費等）
- 4) 団体、グループ内での親睦会を主とした事業経費